

平成 22 年 2 月 4 日

お客様各位

T & D アセットマネジメント株式会社

「世界サステナビリティ株式ファンド（愛称：環境博士）」
信託終了（予定）のお知らせ

「世界サステナビリティ株式ファンド（愛称：環境博士）」（以下「当ファンド」といいます。）は、投資信託約款の規定に基づき、平成 22 年 4 月 16 日をもちまして、下記のとおり信託を終了（繰上償還）することを予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

記

当ファンドは純資産残高が著しく減少し、受益権の総口数が投資信託約款の繰上償還条項（第40条第2項）に定められた口数（10億口）を下回っており、今後も残高の回復が見込まれない状況となっております。そのため、今後の運用につきましても運用方針に則った十分に分散された効率的な運用は困難になることが想定され、繰上償還することが受益者の皆様の利益に資するものと判断するに至りました。

当ファンドの信託終了（繰上償還）について、平成 22 年 2 月 4 日付で日本経済新聞に公告を掲載し、同日現在の受益者に対して異議申立期間（平成 22 年 2 月 4 日から平成 22 年 3 月 10 日）を設けておりますが、同期間内に異議を申し立てた受益者の受益権口数が、受益権の総口数の二分之一を超えない場合は、予定どおり平成 22 年 4 月 16 日をもって信託を終了いたします。

以上

ご参考 (1)

「世界サステナビリティ株式ファンド」投資信託約款の抜粋

(投資信託契約の解約)

第 40 条

- ① (略)
- ② 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 10 億口を下回る事となった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ (略)
- ④ 委託者は、前 3 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑤ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑥ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項および第 2 項の投資信託契約の解約をしません。
- ⑦ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑧ (略)

ご参考 (2)

改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 32 条第 1 項および当ファンドの投資信託約款第 40 条に基づき、日本経済新聞に以下の公告を行いました。

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「世界サステナビリティ株式ファンド（愛称 環境博士）」について、受益権口数が投資信託約款に定められた口数を下回っているため、投資信託約款の規定に基づき、平成二十二年四月十六日をもって信託を終了する予定ですのでお知らせします。

この信託終了にご異議のある受益者は、平成二十二年三月十日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

右期間内にご異議のお申し出のあつた受益者の受益権口数が平成二十二年二月四日の当該投資信託約款に係る受益権総口数の二分の一を超えない場合は、予定通り平成二十二年四月十六日をもって信託を終了します。

この場合において、ご異議のお申し出をされた受益者は、平成二十二年三月十九日から平成二十二年四月七日までの間に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額で、投資信託財産をもって買い取るべき旨を、販売会社の本支店等を通じて受託会社へ請求することができます。

なお、信託を終了することとなった場合は、平成二十二年三月十九日以降の取得申込みの受付けを中止いたします。

平成二十二年二月四日

東京都港区海岸一丁目二番三号

T & D アセットマネジメント株式会社